

川島 眞が語る

美容皮膚科診療に携わる者が
知るべき心得③

美容医療と エステティック業界

川島 眞

東京女子医科大学皮膚科教授

関東裕美

東邦大学医療センター大森病院皮膚科臨床教授

業務の適正化はエステティシヤンの レベルアップから

川島 まず、関東先生が理事長をされている公益財団法人日本エステティック研究財団(以下、財団)についてご紹介いただけますか。

関東 エステティックサロンが国民生活に与える影響が大きくなったことを背景に、厚生労働省(以下、厚労省)の要請によりエステティックに関する消費者被害調査研究とエステティシヤンの教育を目的に発足した団体です。全国理容生活衛生同業組合連合会、全日本美容業生活衛生同業組合連合会、一般社団法人日本エステティック協会、一般社団法人日本エステティック業協会から協賛を得ています。

エステティシヤンに対する教育内容としては、施術に伴う感染症と法規制に関する知識が中心です。エステティシヤンのレベルアップはエステティックサロンの業務の適正化に

つながりますので、常に教育を継続する必要があります。

川島 近年、アートメイクやまつ毛エクステンション(以下、まつ毛エクステ)、光脱毛など、美容医療に非常に近い、場合によっては美容医療ともいえるような施術がエステティックサロンに登場しました。こうした動きを受け、財団の役割に美容と美容医療のカテゴリーの明確化が新たに加わったというところでしょうか。

関東 これらについては、ようやく整理されてきたという感触があります。2001年には、アートメイクが医療行為に該当すること、2008年には、まつ毛エクステの施術には美容師免許が必要であることとする通達が厚労省により出されました。これらのことが業界全体に周知徹底されているかどうかは、今後、実態調

査の必要があると考えています。

川島 財団に所属していないエステティック

サロンもあると思います。所属と非所属の比率はどの程度でしょうか。

関東 開業の要件が定められていませんので、正確に把握するのは難しいのですが、財団に所属するエステティックサロンは全体の4~5割程度と考えています。

財団の協賛団体である日本エステティック協会が定める「認定トータルエステティックアドバイザー」、「認定上級エステティシヤン」、「認定エステティシヤン」といった認定資格をもつ人が週3日以上勤務するエステティックサロンは日本エステティック協会の「登録サロン」と表示できるようになっていますが、残念ながら消費者にはあまり知られていません。

財団に加盟するエステティックサロンが増えれば、こうした有益な情報を消費者により届けやすくなるで

SAMPLE